

津和野町特定健康診査・特定保健指導実施計画



津和野町役場 健康保険課

平成 20 年 3 月

『津和野町特定健康診査・特定保健指導実施計画』

目 次

序章	生活習慣病対策の必要性	
1	背景・必要性	1
2	被保険者の年齢構成	1
3	基本健診の受診率	1
4	医療費データ	2
5	生活習慣病等対策事業	2
第1章	目標数値	
1	健康診査実施率	3
2	保健指導実施率	3
3	メタボリックシンドローム減少率	3
第2章	特定健康診査・特定保健指導実施方法	
1	特定健康診査から特定保健指導の流れ	4
2	対象者	5
3	実施場所	5
4	実施項目	6
5	実施期間	7
6	契約形態	7
7	周知・案内方法	7
8	データ管理	8
9	保健指導対象者抽出方法	8
10	年間スケジュール	8
11	自己負担	8
第3章	個人情報保護	9
第4章	特定健康診査等実施計画の公表・周知	9
第5章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	9
第6章	その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために必要な事項	9

序章 生活習慣病対策の必要性

1 背景・必要性

現在、津和野町では高齢化が進行し、壮年期からの生活習慣病の割合は年々増加しています。がん、脳卒中、心臓病は死亡原因の4割を占め、医療費も増大しています。これは、津和野町だけではなく、全国的な傾向となっています。

生活習慣病の中でも、特に、心疾患や脳血管疾患発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、高脂血症の有病者やその予備軍が増加しています。また、これら生活習慣病が発症する前段において、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）であると疑われるものと、予備軍であると考えられるものが多いことがこれまでの統計等で明らかになってきています。そこで、平成20年4月の医療制度改正により、このメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の減少にも配慮された「特定健康診査」「特定保健指導」を、津和野町国民健康保険が主体となって実施することになりました。

これまで、町民主体の健康づくりの指針として「健康つわの21」計画を策定し、さまざまな取り組みが進められてきていますが、平成20年度より従来行われていた「健診事業」ではなく、医療保険者の行う「特定健康診査」「特定保健指導」を受けることによって、生活習慣の見直し、生活習慣予防の取り組みを医療保険者と被保険者の皆様が一体となって取り組んでいくこととなります。

2 被保険者の年齢構成

平成18年度における年齢構成別国民健康保険加入者数は下図の数値となります。特定健康診査等対象人数は2,411人で、特に55～74歳の構成比率が大きくなっています。

平成18年度

年齢構成		0～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	合計
被保険者数	男性	237	41	71	123	168	171	262	316	1,389
	女性	201	39	37	63	144	238	331	407	1,460
	合計	438	80	108	186	312	409	593	723	2,849

3 基本健診の受診率

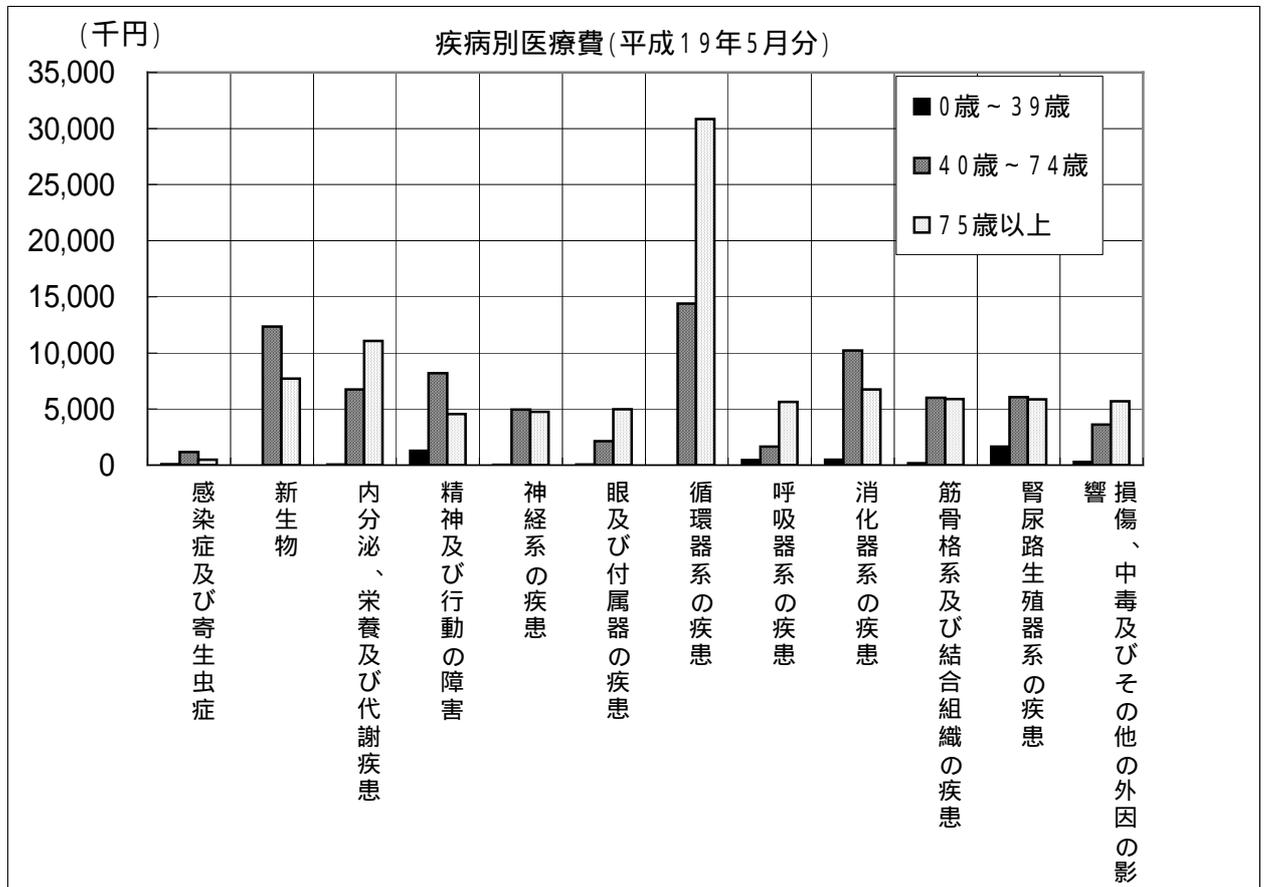
平成18年度の基本健診の受診率は、男性より女性の受診率が高く、男性は60歳代から受診率が伸びています。

平成18年度

年齢構成	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	合計
男性	7.3%	4.2%	5.7%	5.4%	24.0%	26.3%	28.8%	16.1%
女性	17.9%	16.2%	25.4%	38.9%	37.0%	40.2%	39.6%	32.0%
合計	12.5%	8.3%	12.4%	20.8%	31.5%	34.1%	34.9%	24.2%

4 医療費データ

平成 19 年 5 月診療分の医療費データをグラフ化したものですが、大きな特徴として 75 歳以上になったときに、循環器系の疾患による医療費が 40 歳～74 歳の時と比べて 2 倍以上になることがあげられます。また、全体の医療費に占める割合も大きくなります。



5 生活習慣病等対策事業

推進母体：健康で生きがいのある町づくり会議

推進計画：「健康つわの21」計画

町保健事業と住民活動（健康づくり組織活動）

事業名	主な内容
健康診査	基本健診、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん検診 骨粗しょう症検査、前立腺検査、肝炎検査
健康教育	集団健康教育（高血圧・糖尿病・高脂血症） 地区健康教室
健康相談	随時健康相談、電話相談
訪問指導	要指導者、要精検者への家庭訪問による指導
その他	健康づくり講演会、広報・CATVでの普及啓発
活動支援	津和野・小川・木部地区健康を守る会、畑迫声かけ会の活動支援 食生活改善推進員の活動支援

第1章 目標数値

特定健康診査・特定保健指導を行うにあたり、特定健康診査等基本方針に掲げる参酌標準をもとに、津和野町国民健康保険の目標数値を下記の項目ごとに設定します。

1 健康診査実施率

平成24年度における特定健康診査の受診率は65%以上を目標とします。

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数
35%	825人	45%	1,050人	55%	1,225人	60%	1,400人	65%	1,525人

2 保健指導実施率

平成24年度における特定保健指導の実施率は45%以上とします。

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
動機付け	積極的								
25%	25%	30%	30%	35%	35%	45%	45%	45%	45%

3 メタボリックシンドローム減少率

平成20年度を基準年度、平成24年度を当該年度として、以下の算定式において10%以上の減少を目標とします。

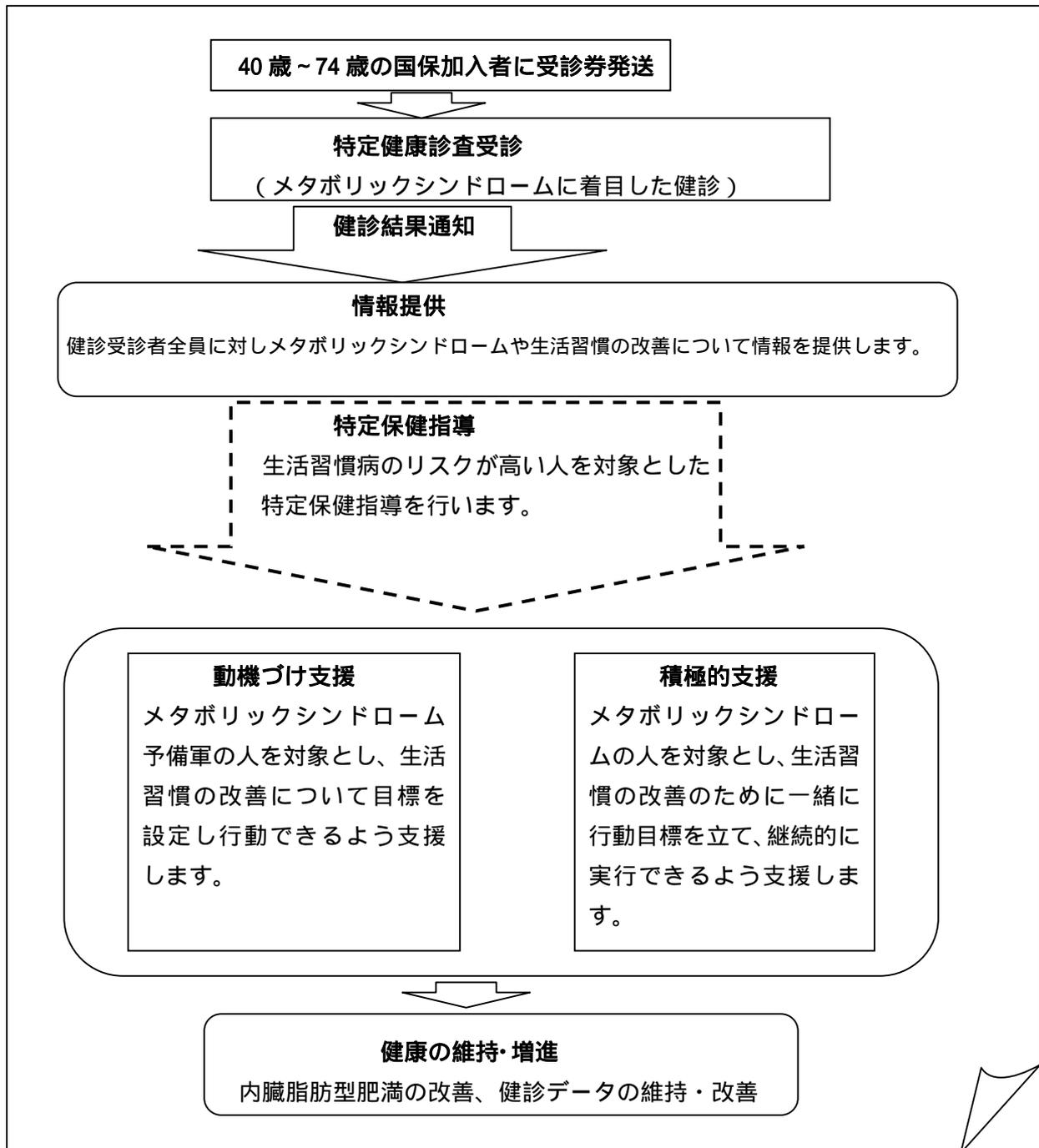
当該年度の健診データにおける該当者及び予備軍の数

1 -

基準年度の健診データにおける該当者及び予備軍の数

第2章 特定健康診査・特定保健指導実施方法

1 特定健康診査から特定保健指導の流れ



特定健康診査：40歳から74歳の医療保険（国民健康保険、政府管掌健康保険等加入者を対象として、毎年度、計画的に実施する内臓脂肪型肥満に着目した健康診査をいう。

特定保健指導：特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要があるものに対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援を特定保健指導という。

2 対象者

特定健康診査については、津和野町国民健康保険加入者のうち、特定健康診査の実施年度中に40～74歳となるもので、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入しているものとし、なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定めるもの及び年度途中での転入者は、上記対象者から除きます。

特定保健指導については、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものを対象者とし、対象者とは下記の図表1により動機付け支援、積極的支援に区分された者とし、

図表1：特定保健指導の対象者

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	
	血糖 脂質 血圧		40 - 64歳	65 - 74歳
85 cm (男子) 90 cm (女子)	2つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI 25	3つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当			

BMI：ボディ・マス・インデックスの略で、「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される体格指数のことで、肥満度を測るための国際的な指標。医学的に最も病気が少ない数値として22を「標準」とし、18.5以下なら「痩せ」、25以上を「肥満」としている。

3 実施場所

特定健康診査については、津和野町内を以下の13地区に分け、各地区の公民館、小学校等の施設を利用して委託業者による集団検診を行います。

木部地区、畑迫地区、名賀地区、津和野地区、小川地区、直地地区、左鐙地区、滝元地区、須川地区、日原・枕瀬地区、池河地区、小瀬地区、青原地区

特定保健指導については、プライバシーの保護等の実施要件を満たすことの出来る場所にて行います。具体的な場所については適時決定し対象者に連絡します。

4 特定健康診査実施項目

全ての対象者が受診しなければならない基本的な検診の項目は図表2の項目とします。また、対象者のうち医師の判断により受診しなければならない詳細な検診の項目は図表3の追加項目とし、平成21年度より実施することとします。

図表2：基本的な検診の項目

項目	備考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び腹囲の測定	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の者、もしくはBMIが22未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告したものに基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略可。腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可。
BMIの測定	$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$
血圧の測定	
肝機能検査	血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT) 血清グルタミンクピルピクトランスアミナーゼ(GPT) ガンマ - グルタミルトランスぺプチダーゼ(- GTP)
血中脂質検査	血清トリグリセライド（中性脂肪）量 高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)の量 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量
血糖検査	空腹時血糖またはヘモグロビンA1c(HbA1c)
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無

図表 3 : 詳細な検診の項目

追加項目	実施できる条件(判断基準)								
貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)	貧血の既往歴を有する者また視診等で貧血が疑われる者。								
心電図検査(12誘導心電図) 眼底検査	<p>前年度の特定健康診査の結果等において、血糖、脂質、血圧及び肥満の全てについて、次の基準に該当したもの。</p> <table border="1" data-bbox="555 589 1359 981"> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 589 683 636">血糖</td> <td data-bbox="683 589 1359 636">空腹時血糖値が 100 mg/dl 以上、Hb A 1c が 5.2% 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 636 683 734">脂質</td> <td data-bbox="683 636 1359 734">中性脂肪 150 mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 734 683 784">血圧</td> <td data-bbox="683 734 1359 784">収縮期 130mmHg、または拡張期 85mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 784 683 981">肥満</td> <td data-bbox="683 784 1359 981">腹囲が 85 cm 以上(男性)・90 cm 以上(女性)の者(内臓脂肪面積の測定が出来る場合には、内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上)、または腹囲が 85 cm 未満(男性)・90 cm 未満(女性)で BMI が 25 以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	血糖	空腹時血糖値が 100 mg/dl 以上、Hb A 1c が 5.2% 以上	脂質	中性脂肪 150 mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満	血圧	収縮期 130mmHg、または拡張期 85mmHg 以上	肥満	腹囲が 85 cm 以上(男性)・90 cm 以上(女性)の者(内臓脂肪面積の測定が出来る場合には、内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上)、または腹囲が 85 cm 未満(男性)・90 cm 未満(女性)で BMI が 25 以上のもの
血糖	空腹時血糖値が 100 mg/dl 以上、Hb A 1c が 5.2% 以上								
脂質	中性脂肪 150 mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満								
血圧	収縮期 130mmHg、または拡張期 85mmHg 以上								
肥満	腹囲が 85 cm 以上(男性)・90 cm 以上(女性)の者(内臓脂肪面積の測定が出来る場合には、内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上)、または腹囲が 85 cm 未満(男性)・90 cm 未満(女性)で BMI が 25 以上のもの								

5 実施期間

特定健康診査については、対象年度の6月から9月にかけて各地区の健診会場にて行い、特定保健指導については10月以降に行います。なお、情報提供については、健診後に結果通知と共に随時行います。

6 契約形態

特定健康診査、特定保健指導ともに島根県環境保健公社へ委託します。なお、契約の形態は、随意契約とします。

委託業者の選定については、高齢者の医療の確保に関する法律第28条及び同法の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に示された基準を備えた機関であることを条件とします。

7 周知・案内方法

特定健康診査・特定保健指導の制度内容についての周知は町広報及び各戸配布文書にて行います。毎年2月に行われるガン検診等の希望調査時には併せて広報を行います。

具体的な健診日時・場所等の周知については町広報誌、ケーブルテレビ、地区回覧の配布を利用して行います。

受診券が届いたら、特定健康診査の受診対象者ということになりますので、いずれかの

地区で集団検診を受けてください。

利用券が届いたら、特定保健指導の対象者となります。後日行われる動機付け支援・積極的支援に参加してください。

8 データ管理

特定健康診査のデータ管理については、島根県国民健康保険団体連合会へ委託し、特定健診等データ管理システムにて管理します。

9 保健指導対象者抽出方法

特定保健指導の対象者は、当分の間、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき、次のいずれかの該当者を総合的に勘案して抽出する。

年齢が比較的若い者。

健診結果の保健指導レベルが、前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になったと認められる者。

同プログラムの「標準的な質問票」における項目7～19番の回答その他により、生活習慣改善の必要性が高いと認められる者。

前年度、積極的支援及び動機付け支援の該当者であったにもかかわらず、保健指導を受けなかった者。

10 年間スケジュール

実施時期	内 容	
2月～3月	受診勧奨	広報、CATV、回覧、がん検診希望調査時など
5月	対象者の抽出	40歳から74歳の全被保険者を抽出
5月～随時	受診券発送	全対象者に発送
6月～9月	特定健診実施	県環境保健公社に委託、集団健診（全13会場）
10月～	特定保健指導	県環境保健公社に委託（一部）
4月	事業評価	事業実施量、過程、結果を検討する

11 自己負担

特定健康診査の自己負担額は1,000円とします。特定保健指導は無料とします。

第4章 個人情報の保護

特定健康診査・特定保健指導事業の記録の取り扱いにあたり、個人情報保護の観点から「津和野町個人情報保護条例」の内容を遵守し、適切な対応を行います。

特定健康診査・特定保健指導の委託業者及び、代行機関と委託契約を結ぶ際には、個

個人情報の厳重な管理と事業目的以外の利用を禁じる項目を契約書に定めるとともに、個人情報保護法と同法に基づく各種ガイドラインの遵守状況を確認します。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

「津和野町特定健康診査・特定保健指導実施計画」は津和野町ホームページにて公表することとします。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

国の示す評価指標の定義に基づき、特定健康審査・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率については、分析・評価を毎年行います。また、実施体制・実施方法においても十分な検証を行い、より効果的な事業となるよう関係機関と協議を行っていきます。

国や県の示す基準等との適合性をみて、必要があれば実施計画内容の見直しと変更を随時行っていきます。

第7章 その他特定健康審査等の円滑な実施を確保するために必要な事項

計画期間は、平成20年から平成24年までの5年間の第1期とします。

進捗管理は、津和野町国民健康保険運営協議会において審議します。

・他の事業主健診を受診された被保険者については、検査項目が特定健康診査の項目を充たすものであれば、その受診結果を特定健康診査の結果に換えることが出来る。その場合は、受診結果を持って届出をすることとします。